

令和2年4月20日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に対応したがん患者・透析患者・障害児者・  
妊産婦・小児に係る医療提供体制について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます、  
さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がございました。

同通知は、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を協議する上で配慮が必要な、がん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る対応を、厚労省が取り纏め、都道府県に検討を依頼したことを周知するものです。

このうち、がん患者への対応については、感染症が重症化する可能性を念頭に置き、がん治療を中断して感染症に対応した医療機関への入院を原則とするものの、患者の搬送が医学的に難しい場合は、院内感染対策を講じた上で当該医療機関での治療を検討すること、また、かかりつけではない医療機関に感染症の治療目的で入院した場合には、がん治療の主治医と連携することを念頭に置いて、医療提供体制を整備することとされております。

障害児者については、障害児者各々の障害特性等を踏まえて、予め受入医療機関の整備を行うこと等とされております。

透析患者については、都道府県での感染症対策を協議する協議会に透析医療の専門家等を参画させ、透析治療可能な入院患者、重症患者受入医療機関の設定を行うとともに、透析患者の病院搬送を想定して、各都道府県の透析治療の専門家と連携して搬送調整を行うこと等とされております。

妊産婦における医療提供体制については、下記文書③での依頼事項からのさらなる対策として、周産期医療協議会等において協議を行う事項、都道府県調整本部に係る事項、各医療機関へ周知を行う事項の3点について、早急な対応が求められております。

小児における医療提供体制については、小児の感染症患者が増加する可能性から、下記文書④で示されたものと同様の計算式を用いた患者数試算を踏まえ、外来診療対応可能な医療機関の選定や、入院医療における小児の重点医療機関等の選定のほか、感染症が疑われる小児の

外来診療を原則として行わない医療機関の選定等を行うこととされております。

また、がん患者・透析患者・妊産婦・小児において、関係各学会及び医会からの情報を参考にし、都道府県から各医療機関への周知が行われることとされております。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、会員医療機関へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

- ① 「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月5日付日医発第1182号（健Ⅱ302F））
- ② 「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制の整備について（改訂）」（令和2年3月27日付（地494F・健Ⅱ345F））
- ③ 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）」（※ 本事務連絡は、令和2年4月3日付け「新型コロナウイルス感染症対策における医師会の救急・周産期医療提供体制の考え方について」（地9・健Ⅱ11）に同封）
- ④ 「国内で患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の確保について」（令和2年3月10日付（健Ⅱ310F））

以 上

【日医通知文書掲載ページ】

[http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

### 【担当】

大阪府医師会  
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）  
地域医療2課（TEL:06-6763-7002）  
総務課（TEL:06-6763-7000）